

令和2年度 池田町総合計画審議会 次第

と き： 令和2年7月 31 日(金) 9:00～

ところ： 池田町役場 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員の委嘱

4 自己紹介

5 議 事

(1) 池田町行政評価

①方針と概要について

②評価の概要説明と検証

(2) 令和元年度地方創生交付金事業の評価検証

6 閉 会

令和２年度 総合計画審議会委員名簿

	分野		団体名・職名等	氏名	備考
1	民間諸団体等の代表者		自治会協議会 副会長	小林 正芳	新
2	〃		子ども・子育て会議 会長	丸山 史子	◎
3	〃		女性団体連絡協議会 会長	森泉 恵子	
4	〃		社会福祉協議会 常務理事 事務局長	井上 賢一郎	○新
5	〃		三校PTA連合会 会長	荻窪 善明	新
6	〃		定住アドバイザー	鈴木 俊輔	欠席予定
7	〃	産(産業界)	農業委員会 委員	綿貫 幹雄	
8	〃		商工会 事務局長	宮崎 鉄雄	新
9	〃		観光協会 チーフマネージャー	内山 美恵	
10	〃	学(教育機関)	教育委員会 教育長職務代理者	小澤 裕子	
11	〃	金(金融機関)	松本信用金庫 池田支店長	山田 淳	新
12	〃	労(労働団体)	大町公共職業安定所 所長	吉村 光代	新
13	〃	言(メディア)	大糸タイムス(株) 代表取締役社長	水久保 節	
14	識見を有する者		松本大学 総合経営学部教授	益山代利子	欠席予定
15	〃	官(行政機関)	北アルプス地域振興局 企画振興課長	高野 雅彦	
16	〃		元(株)八十二銀行 駒ヶ根支店長 元(公財)長野県中小企業振興センター 企業再生支援部長	赤田 伊佐雄	
17	公募による町民			牛越 邦夫	
18	〃			赤田 弥壽文	

任期：令和元年11月21日から令和3年3月31日まで

◎会長 ○副会長

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	甕 聖章	住民課長	蜜澤 佳洋	会計課長	伊藤 芳子
副町長	小田切 隆	健康福祉課長	宮本 瑞枝	学校保育課長	寺嶋 秀徳
教育長	竹内 延彦	産業振興課長	宮澤 達	生涯学習課長	下條 浩久
総務課長	塩川 利夫	建設水道課長	丸山 善久	議会事務局長	丸山 光一

氏 名		職 名 等
大澤 孔	事務局	企画政策課長
塩原 長		企画政策課 町づくり推進係長
丸山 佳男		同上
矢口 拓実		企画政策課 町づくり推進係
望月 絢介		同上

○池田町総合計画審議会条例

平成 19 年 4 月 1 日条例第 9 号

池田町総合計画審議会条例

池田町総合計画審議会条例（昭和 44 年池田町条例第 21 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき池田町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- （1） 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び同構想に基づく基本計画に関すること。
- （2） 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく町の国土利用計画に関すること。
- （3） その他町長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- （1） 民間諸団体等の代表者
- （2） 識見を有する者
- （3） 公募による町民
- （4） その他町長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、前条第 2 項第 3 号の委員は、第 2 条第 1 号に係る構想及び計画の策定及び改定を開始する年度に公募し、次の公募まで任期は続くものとする。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表するとともに、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月23日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第3条第2項第3号の規定により委嘱される委員は、この条例の規定にかかわらず、現に改正前に委嘱された池田町総合計画審議会条例第3条第2項第3号の委員及び池田町総合戦略審議会設置要綱(平成27年池田町告示第76号)第3条第2項第3号の委員の中から町長が選任し、委嘱する。

池田町行政評価 方針と概要

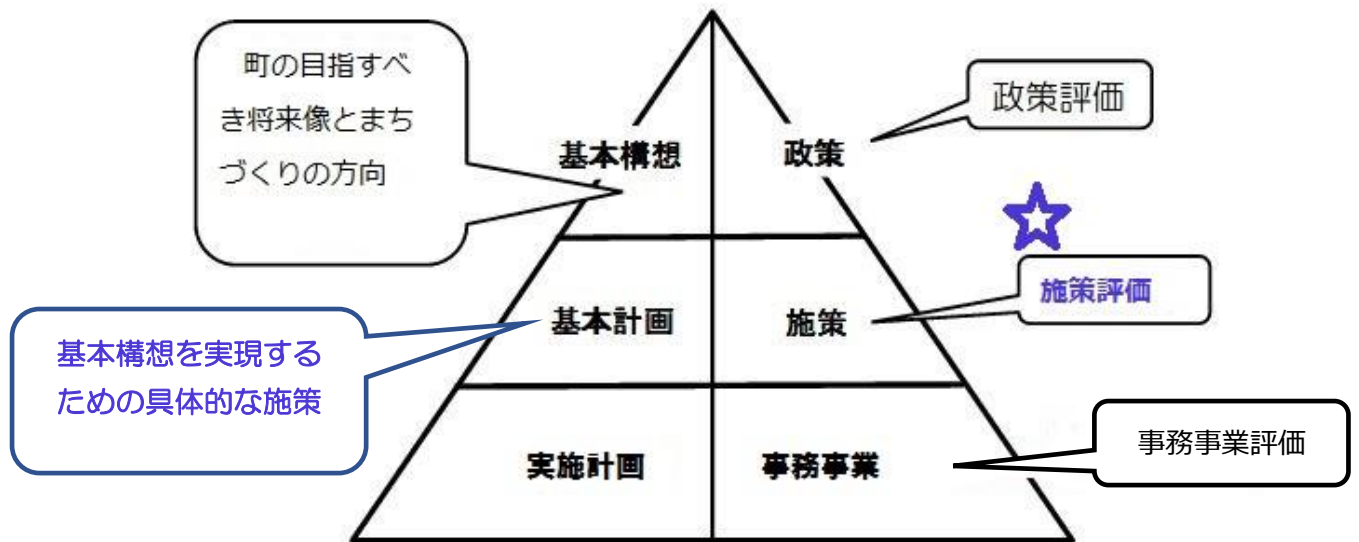
1 方針

(1) 「行政評価」の体系と役割

町では、全ての施策や事業の根拠となる総合計画に掲げる施策目標を達成し、PDCAサイクルを効果的に活用しながら効果的・効率的な行政運営を行うため、行政評価を行います。

行政評価は、「事務事業評価」、「施策評価」及び「政策評価」で構成されていますが、総合計画に対して次のように体系づけられます。

【総合計画体系と行政評価体系】



総合計画の目標達成のため、具体的な施策が適切、有効かつ効率的であるか、的確に把握するため、評価は基本計画の施策を単位とし「施策評価」を行います。

またこれは総合計画の進行管理も兼ねます。

(2) 「施策評価」実施による効果

- ① 事務事業の進行管理
主な取り組みの実績と有効性の検証及び改善
- ② 効率的効果的な行政の推進
主な取り組みの方向性の確認、予算の重点配分
- ③ 職員の意識改革
取り組みの自己点検と問題把握による経営能力の向上
- ④ 町民に開かれた行政運営
評価結果を公開し、出される改善要望により、町民のニーズに沿った行政運営へ改善

2 施策評価の仕方（令和元年度事業対象）

(1) 概要

令和元年度は第6次総合計画（あづみ野池田総合戦略合併）中の初年度にあたる。

評価にあたっては目的への達成度を目標値と実績値との比較により把握し、状況分析を行うと共に、今後の方向性を導き出す。

(2) 評価の実施方法

次の項目を記入した基本施策評価シートにより評価を行う。

① 令和元年度主要施策の取り組み内容、状況

② 成果指標状況について

目標値への実績値の到達度を次の区分で評価

項目	評価の付け方
順調↗	実績が目標値に達している。
概ね順調→	実績が目標値に達していないが、90%以上である。
未達↘	実績が目標値の90%未満のもの。
評価なし	実績が算出できず、未確定のもの。

③ 取り組み結果、課題

④ 基本施策評価

施策全体を成果指標状況等により次の区分で評価

項目	評価の付け方
A 順調	総合得点が90点以上のもの …ほとんどが順調に進み、高い評価
B 概ね順調	総合得点が70点以上90点未満 …概ね順調に進んでいるが更に努力をすると良い
C 要努力	総合得点が50点以上70点未満 …悪くはないが、更なる努力・改善が必要
C 要改善	総合得点が50点未満のもの …進捗が良くないので根本的な改善が必要

なお、指標が成果状況を十分量れない項目もあるので、その場合は総合的に判断して評価する。特にこの基準によらず評価した項目は理由も記入する。

⑤ 今後の方向性

課題解決に向け最も改善が必要な点（もしくは更に効果を上げるために必要な点）を明記。

(3) 総合計画審議会での審議及び活用

評価結果を総合計画審議会に諮り、町施策、取り組み方及び今後の方向性等について意見をいただく。結果は第6次総合計画施策の推進に活用する。

令和元年度行政評価の評価方法（得点）について

<得点の付け方>

1. 成果指標の重要度（今年度から設定）に応じて 100 点を配点します。（表 1 ①）
2. 成果指標の評価（表 1②）に応じた掛け率（表 1 ③）をその配点（表 1①）に掛け、得点（表 1④）を出します。
3. 成果指標だけでは計れない事項を加味し加減します。
4. 上記によって算出された得点を表 3 に照らし合わせ総合評価を算出します。

表 1：点数配分例 1

	重要度	配点…①	評価…②	掛け率…③	得点…④	合計…評価
成果指標(1)	10%	100 点×10%＝10 点	2 達成(目標到達) ↗	100%	10 点	40 点 D要改善
成果指標(2)	20%	100 点×20%＝20 点	1 概ね達成(目標 90%以上)→	50%	10 点	
成果指標(3)	30%	100 点×30%＝30 点	0 未達(目標 90%未満)↘	0%	0 点	
成果指標(4)	40%	100 点×40%＝40 点	1 概ね達成(目標 90%以上)→	50%	20 点	

表 2：評価項目別掛け率

評価項目	掛け率…③
2 達成↗（目標到達）	100%
1 概ね達成（目標 90%以上）→	50%
0 未達（目標 90%未満）↘	0%
評価なし（実績値算出不可）	-

表 3：得点と総合評価の関係

得点	得点幅	総合評価…趣旨	評価項目構成例
90 点以上 100 点以下	20	A 順調…ほとんどが順調に進み、高い評価	90%が達成↗等
70 点以上 90 点未満	15	B 概ね順調…概ね順調に進んでいるが更に努力をすると良い	70%が達成↗等
50 点以上 70 点未満	15	C 要努力…悪くはないが、更なる努力・改善が必要	全て概ね達成→等
0 点以上 50 点未満	50	D 要改善…進捗が良くないので根本的な改善が必要	50%が未達↘等

表 4：点数配分例 2

	重要度	配点②	評価	掛け率①	得点	合計…評価
成果指標①	10%	100 点×10%＝10 点	1 概ね達成(目標 90%以上)→	50%	5 点	50 点 C要努力
成果指標②	20%	100 点×20%＝20 点	1 概ね達成(目標 90%以上)→	50%	10 点	
成果指標③	30%	100 点×30%＝30 点	1 概ね達成(目標 90%以上)→	50%	15 点	
成果指標④	40%	100 点×40%＝40 点	1 概ね達成(目標 90%以上)→	50%	20 点	

<点数の見方について>

表 4 のようにすべての評価が「1.概ね達成」「目標 90%以上」となると点数は 50 点となります。一般的に 50 点というと落第点のようなイメージですが実際は目標を 90%以上 100%未満の達成をしているので厳しめな評価となります。